

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	8月6日(水)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	東 信
	8月13日(水)		長野会場	北 信
	8月20日(水)		伊那会場	南 信

生活保安課

正 誤

平成15年6月2日付け長野県告示第300号「地産地消地域支援事業補助金交付要綱の制定」中

ページ 行(箇所)

4 4、5

誤

長野県知事 田 中 康 夫

(趣 旨)

正

長野県知事 田 中 康 夫

地産地消地域支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)